

社会資本整備審議会建築分科会 第14回官公庁施設部会

平成24年12月26日

【国土交通省】 それでは、大変お待たせいたしました。定刻を過ぎておりますので、ただいまから社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会を開会させていただきます。

委員の先生方におかれましては、年末大変ご多忙のところ、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日でございますが、〇〇先生、〇〇先生、〇〇先生、〇〇先生、ご欠席とご連絡をいただいております。また〇〇先生、ちょっと遅れておられるようでございますけれども、現時点で、委員及び臨時委員7名中4名の先生方にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条第3項に定める定足数を満たしております。当部会、有効に成立いたしておりますことをまずご報告させていただきます。

また本日でございますが、ご案内のとおり、大臣等の交替がございまして、その関係で、大変申しわけございませんが、官庁営繕部長、10時半をめぐりに、一旦中座させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

次に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第、座席表の下にまず資料1、A4縦の12枚つづりの冊子、これは報告書案でございます。

それから資料2、色刷りのA4縦の1枚紙、これは報告書案の概要でございます。

それから資料3-1、資料3-2、資料4、いずれもA4横の色刷りでございます。

さらに参考資料1、A4色刷り縦のフローチャート。

参考資料2、A4横の色刷りの資料。

以上を配付しておるかと思いますが、欠落等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、ただいまから議事に入りますので、報道関係の撮影は以上で終了とさせていただきます。

それでは〇〇部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 年末の差し迫ったころ、お集まりいただきましてありがとうございます。特に今日は朝、風が寒くて、寒風吹きすさぶ中だったと思います。

それでは、第14回の官公庁施設部会を始めたいと思います。

本日の議題は、お手元の資料の頭にございます議事次第に書いてございますように、報告書の案の審議でございます。今まで2度、3度にわたりましてご審議いただいたものを、最終案として事務局で作成していただいたものでございます。

それでは、まず資料1でございます。「官庁施設の機能確保のあり方について」につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。これは〇〇さんから、よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 部会長、資料1は後ほど全文読み上げさせていただきます、資料2から資料4を用いて、簡単に、報告書の構成をご説明申し上げたいと思います。

資料2をごらんください。「課題・背景」と書いておりますが、3点記載しております。

1つ目が、災害発生時における行政機能等の確保の必要性。

2つ目が、東日本大震災における被害の特徴。

3つ目が、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方の導入でございます。

その次に基本的な考え方について記載しております。

1つ目が津波対策でございます。「津波対策」と書いております下に赤い四角で、「既存官庁施設の津波対策（新築によるか、改修によるかを含めて）の考え方を示す」と書いておりますが、これは前回、第13回の官公庁施設部会におきまして、委員の皆様から、既存官庁施設の取り扱いについて重点的に記載すべしというご意見をいただいたことを受けまして、既存官庁施設の取り扱いを書く中で、新築か、改修かといった判断についても書くという形をとっております。

(1)、機能確保の目標設定をしております。

(2)、既存官庁施設の現状把握・結果分析。

(3)、津波対策の考え方。

(4)、津波対策の実施。

それから2で、地震対策の拡充。

(1)で長時間長周期地震動等の対策を書いております。

3、適切な使用・保全の推進。

(1)、確実な情報伝達の推進。

(2)、保全指導等の推進。

そういった基本的な考え方を受けまして、当面実施すべき施策として6点、国交省に対

して提言をいただいているという構成になっております。

めくっていただきまして資料3-1でございます。

この資料につきましては、前回第13回でお示しいたしました目標、資料と、少し、表現は変えておりますけれども、中身は変えておりません。

津波に対する機能確保でございますが、レベル1につきましては、人命の安全確保を最優先として、津波収束後に入居官署の事務・事業の早期の再開が可能である。

レベル2につきましては、人命の安全確保を最優先として、災害応急対策活動が可能であることを目標とするとしております。

資料3-2をごらんください。

これは前回、第13回と全く変えておりません。今申し上げました目標を達成していると考えられる事例について紹介しているものですが、例1だけご紹介申し上げますと、この絵は官庁施設がレベル2津波で完全に水没するという絵になっておりますけれども、しかしながら、高台に代替拠点ですとか、災害対策の拠点が確保されていれば、当面の、とりあえずの目標は達成されているとみるという例でございます。

例2と3については省略させていただきます。

資料4をごらんください。

今回の報告案のメインであります津波対策の検討・実施についての概要、考え方について書いております。

紫色の楕円で書いておりますが、対津波機能について目標と現有のギャップを解消するため、個別の施設について最も合理的な対策を立案するというのが基本的な考え方です。

実線で四角で囲っておりますが、施設運用管理上の対策、ソフト対策でございますが、それと右の破線で囲っておりますが、施設整備上の対策の組み合わせ、またはいずれかで考えております。

ハード対策については、必要に応じてとしておりますが、中身として、改修と建て替え等とあるとしております。

ソフト対策については、安全な避難場所の選定ですとか、代替機能の確保といったものを内容として考えておりまして、矢印の下、施設を使う各機関において、可及的速やかに実施されるべきであるとしております。

ハード対策については、矢印の下ですが、被災の可能性、想定される被害の程度に応じて計画的に実施することにしております。

ハード対策の下に赤字で、「ファシリティーマネジメントの視点からの検討」と書いておりますけれども、これは当部会から、また社整審から答申をいただいている内容でございますけれども、建物単体で考えるのではなく、一定エリア内の建物群としての最適化を目指すという視点でございます。

一番下に米印で2つ書いておりますけれども、レベル1津波対策は、海岸保全施設等の整備状況を踏まえ、当面の対策としての実施を検討ということで、もう一つの米印が、津波に対する防災機能の確実性を高めるための対策を継続的に検討するといったことを記載しているところでございます。

それでは、概要の説明は以上とさせていただきます、資料1の全文を読ませていただきたいと思います。

1ページ目をごらんください。「はじめに」でございます。

東日本大震災は、多くの方々の尊い命を奪うとともに、被災地を初めとする我が国の社会経済に甚大な被害を与える未曾有の大災害となり、我々は改めて自然災害の恐ろしさを目の当たりにさせられた。

災害発生時には、平常時にも増して、国や地方公共団体等の機関には迅速な対応が求められる。しかしながら、東日本大震災においては、災害発生直後に道路啓開などの対応が行われた一方で、想定を大きく上回る津波の襲来によって庁舎等が被災し、救難・救助や復旧に困難が生じた事例が見られた。

このことから、災害対策等の活動拠点である官公庁施設の機能確保の重要性が再認識された。あわせて、施設整備だけで巨大災害への十分な対策を講じることは困難であることも明らかになった。世界有数の地震国である我が国においては、このような東日本大震災の教訓を踏まえ、改めて官公庁施設の機能確保の考え方を整理することが喫緊の課題である。

これまでの官庁施設の地震災害対策については、阪神・淡路大震災後の建築審議会答申、「官公庁施設の地震防災機能のあり方について」に基づいて進められてきた。阪神・淡路大震災は直下型地震であり、官庁施設の主たる被害が地震力によるものであったため、同答申においては官庁施設の耐震性能の確保に重点を置いた。

それを踏まえた施策の結果、東日本大震災においては、地震力による構造体への重大な被害は少なかった。しかしながら一方で、沿岸地域の官庁施設において津波による被害が顕著であり、活動拠点室等への浸水により、災害応急対策活動等に困難が生じた事例も見

られた。また、一部の官庁施設において、長時間にわたる長周期地震動、(以下、長時間長周期地震動)や地盤の液状化等による被害が見られた。これら東日本大震災の特徴を踏まえ、本答申では官庁施設の防災機能の確保のため、津波対策の強化や長時間長周期地震動への対応などについて、その考え方や講ずべき施策を取りまとめた。

政府の中央防災会議が作成する「防災基本計画」では、津波災害対策の検討に当たって次の2つのレベルの津波を想定することが基本とされている。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。

現在、津波災害対策に関わる各行政機関において、上記の2つのレベルの津波を想定した対策の検討・実施が進められている。本答申においても、これら2つのレベルの津波を想定し、レベル1津波に対しては「防災」の考え方を基本として、レベル2津波に対しては「減災」の考え方を基本として津波発生時における官庁施設の機能確保の具体的な方針を明らかにした。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対策が急務となっており、新築の場合はもとより、既存官庁施設について必要な対策を早急に講じる必要がある。このため、本答申においては、特に既存官庁施設に対する津波対策の検討や実施の手順及び考え方に重点を置いた。

また、津波発生時における官庁施設の機能確保のためには、施設整備と施設運用管理が連携し、一体的な津波対策を推進することが不可欠である。このため、本答申においては、施設整備上の対策だけでなく、施設運用管理上の対策に関する考え方についても示している。

今後、関係各機関の連携のもとに、本答申の趣旨を踏まえた施策が推進され、国家機関の建築物はもとより、地方公共団体等の建築物の防災機能強化が図られることが望まれる。

## II、大津波等を想定した官庁施設の機能確保の基本的考え方。

官庁施設は、当該施設を使用する国家機関の事務及び事業が適切に実施されるように、所要の機能が確保されなければならない。施設整備による機能確保には、大別すると新築と改修の二つがある。そのいずれを用いるかについては、対象となる官庁施設に必要な機能や整備に要する費用等を勘案し、総合的に判断される必要がある。

沿岸地域には、これまでに整備した官庁施設が数多く存在し、それらへの津波対策は必

ずしも十分なものとはなっていない。その状況を踏まえ、次項「津波対策」においては、特に、既存官庁施設に対する津波対策の検討や実施の手順及び考え方を具体的に示している。その中で、個々の既存官庁施設における適切な津波対策の選択が可能なように、判断の考え方を明らかにしている。

また、津波対策と同様に、今回の震災で改めてその必要性が認識された「地震対策の拡充」と「適切な使用・保全の推進」についても、その基本的考え方を示している。

#### 1、津波対策。

官庁施設は、本来、津波災害の危険性が低い場所に立地すべきである。しかしながら、官庁施設の中には、港湾関係業務を行う機関のように、沿岸地域に所在する必要性が高い機関が使用する施設があり、このような施設の大多数が沿岸地域に立地している。また、沿岸地域を中心に市街地が広がっている場合などでは、このような施設に限らず、多くの官庁施設が沿岸地域に立地している。

結果として、多数の既存官庁施設が津波による浸水のおそれのある地域に立地しており、また今後も、官庁施設が津波浸水地域に立地せざるを得ない場合がある。

このため、津波浸水地域に立地する官庁施設については、必要な津波対策の実施によって在庁者の安全を確保し、各機関が行う業務に支障が生じないようにする必要がある。

##### (1)、機能確保の目標の設定。

##### 1)、津波浸水地域に立地する官庁施設における機能確保の目標。

「防災基本計画」においては、レベル2津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとされた。また、レベル1津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとされた。

この考え方を踏まえ、津波浸水地域に立地する官庁施設においては、次のとおりレベル1津波とレベル2津波に対する業務上の機能確保の目標、(以下「対津波機能目標」と言う)を設定し、新築の場合はもとより、既存官庁施設についても必要な措置を講じて、その達成を目指すべきである。

いずれのレベルの津波においても、在庁者の安全確保を最優先の目標とする。

その上で、レベル1津波に対しては、津波の収束後に各機関の業務の早期再開が可能となることを目標とする。

また災害応急対策活動を行う機関が使用する施設においては、レベル1津波はもとより、レベル2津波に対しても、津波発生時に当該活動が可能となることを目標とする。

なお、上記の目標は、必ずしも官庁施設を整備する上での対策だけで達成することを想定したものではないことに留意する必要がある。

#### 2)、レベル1津波に対する機能確保の考え方。

レベル1津波に対しては、その越流を防止することを目標として海岸堤防等の海岸保全施設の整備が海岸管理者によって進められている。

このため、海岸保全施設等が整備されれば、後背地における津波災害は防除されることになり、官庁施設においても在庁者の安全確保はもとより、津波発生時の災害応急対策活動や、津波の収束後に各機関の業務の早期再開が可能となる。

しかしながら、地域によって海岸保全施設等の整備に相当の期間を要する場合があるため、地域の海岸保全施設等の整備状況を踏まえ、必要に応じ、当面の対策として、施設整備上の対策や、施設運用管理上の対策を講じる必要がある。

なお、海岸保全施設等の整備が完了していない地域においては、津波によるライフライン等への被害が想定される。その場合、各機関の業務再開の時期はライフライン等の復旧状況に大きく影響されることに留意する必要がある。

#### 3)、レベル2津波に対する機能確保の考え方。

レベル2津波に対しては、減災の考え方に基づき、施設整備上の対策を各機関による施設運用管理上の対策、例えば津波発生時の避難計画、災害応急対策活動の実施に関する運用規則等と連携して実施する必要がある。

例えば、施設運用管理上の対策として、施設近傍の高台等に安全な避難場所と災害応急対策活動のための代替拠点が確保されれば、レベル2津波に対する対津波機能目標は達成されることになる。

#### (2)、既存官庁施設の現状把握。

津波浸水地域に立地する既存官庁施設に関して、対津波機能目標の達成状況を把握し、目標未達成の施設については、それらを有効に活用するための方策を検討する必要がある。このため、津波防災に関する既存官庁施設の現状を速やかに把握する必要がある。

現状把握は必要に応じて次のような内容について行うべきである。

地域の津波対策に関すること。

想定される浸水深、海岸保全施設等の整備状況、高台等の安全な避難場所までの距離等。

上下水道、ガス、電気等のライフラインの状況。

津波により危険物が漂着する可能性。

施設整備上の対策に関すること。

各機関の業務、敷地の標高、建物の高さ、水防設備の状況、重要機器等の配置状況、非常用電源の確保状況、波圧等の外力に対する構造体の性能。

施設運用管理上の対策に関すること。

津波発生時の避難計画、災害応急対策活動の実施に関する運用規則。

なお、現状把握のための調査については、官庁施設を管理する国家機関と連携して実施する必要がある。

### (3)、現状把握の結果分析。

現状把握の結果を踏まえ、次のような視点で分析を行う必要がある。

- ①、津波による被災の可能性はあるか。
- ②、被災の可能性がある場合、対津波機能目標が達成されているか。
- ③、目標が未達成の場合、被災によって業務上どのような影響が生じるか。
- ④、目標が未達成となっている要因は何か。

なお、上記の分析のうち、施設運用管理上の対策に関する分析は各機関において行われるべきである。分析に当たっては、施設運用管理の前提となる条件（施設の状況、想定浸水深等）と対策の整合性などについて確認すべきである。

### (4)、津波対策の検討。

上記の分析の結果、対津波機能目標を達成していない既存官庁施設については、必要な津波対策を行う必要がある。津波対策は、施設運用管理上の対策と施設整備上の対策（改修による対策又は建て替え等による対策）のいずれか、または組み合わせによることとし、それぞれの対策に関する検討は次のように行うことが適当である。

#### 1)、施設運用管理上の対策の検討。

##### ①、在庁者の安全確保に関する検討。

施設運用管理上の対策のうち、在庁者の安全を確保するための対策の検討に当たっては、各施設の現状に応じて次のような項目を考慮するべきである。

安全な避難場所の選定、避難ルート及び手段、津波警報等の発令時の避難誘導。

##### ②、災害応急対策活動の実施に関する検討。

施設運用管理上の対策のうち、災害応急対策活動の実施を可能にするための対策の検討

に当たっては、各施設の現状に応じて次のような項目を考慮すべきである。

代替拠点の確保、津波警報の発令時の初動体制、通信機器等の活動に必要な機材の確保。

2)、施設整備上の対策の検討。

①、改修による対策の検討。

施設整備上の対策には財政的な負担が伴うため、既存官庁施設の有効活用の観点からも、まずは改修による対津波目標の達成の可能性について検討する必要がある。

具体的には、レベル1津波に対しては、海岸保全施設等の整備状況を踏まえ、各施設の状況に応じて次のような項目に関して具体的な改修計画が立案できるかを検討する必要がある。

浸水が想定される高さよりも上階への主要室、重要な設備機器等の配置、水防設備の設置。

またレベル2津波に対して、同様に次のような項目について合理的な改修計画が立案できるかを検討する必要がある。

基準水位よりも上階への一時的避難場所、防災拠点となる室等、必要な設備機器等の配置。

設備システムの系統分離等による電力や通信機能の確保。

波圧等の外力に対する構造体の性能確保。

備蓄倉庫の整備。

なお、上記の項目のうち、施設内での室等の入れかえ等が伴う項目については、改修計画の検討に当たって、各機関と十分な調整を行う必要がある。

②、建て替え等による対策の検討。

対津波機能目標を達成できる合理的な改修計画が立案できない場合には、建て替え等の計画を検討する必要がある。

その際、次に示すような施設の立地条件が計画に与える影響が極めて大きい場合、施設の立地条件と施設整備の内容を総合的に検討して、最も合理的な計画を立案する必要がある。

想定浸水深、海岸保全施設等の整備状況。

高台等の安全な避難場所までの距離等。

上下水道、ガス、電気等のライフラインの状況。

津波により危険物が漂着する可能性。

なお、建て替え等の検討に当たっては、日常の業務における利便性や地域の文化、風土等にも配慮すべきである。

### 3)、ファシリティーマネジメントの視点からの検討。

上記2)の検討に当たっては、建物単体としての検討と同時に、一定エリア内の国家機関の建築物について、群として効率的・効果的な整備を目指すファシリティーマネジメントの視点から、各機関の別施設への移転を含めた検討が重要である。

例えば、現在使用している施設では災害応急対策活動が実施できない場合でも、災害対策機関を別施設に移転させることで、施設整備に要する費用を抑えつつ、一定エリア内の官庁施設（群）に求められる機能を満足するような計画が立案できるケースもある。

なお、津波防災地域づくりの重要性に鑑み、ファシリティーマネジメントの視点からの検討に当たっては、国家機関の建築物に限らず地方公共団体等の施設を含めた検討を行い、地域防災における国と地方公共団体の連携を踏まえた効率的・効果的な整備を目指すことが望ましい。

## (5)、津波対策の実施。

### 1)、津波対策の計画的な実施。

対津波機能目標を達成していない既存官庁施設について、上記の検討を踏まえ、次のような考え方により、津波対策を実施する必要がある。ただし、南海トラフ巨大地震による津波で浸水が見込まれる施設などの、緊急に対策が必要とされる施設については、所要の対策を速やかに講じる必要がある。

施設運用管理上の対策については、在庁者の安全確保対策を最優先とし、必要な対策が可及的速やかに実施されること。

施設整備上の対策については、津波発生時に各施設が被災する可能性や、想定される被害の程度等に応じて計画的に実施すること。

結果として、施設運用管理上の対策と施設整備上の対策のいずれか、または組み合わせのうち、対津波機能目標を達成できる合理的な対策が講じられること。

なお、施設運用管理上の対策を主体として対津波機能目標が達成されている場合などでは、津波に対する防災機能の確実性を高めるための対策を継続的に検討する必要がある。

### 2)、施設整備上の対策の実施に当たっての留意事項。

施設整備上の対策の実施に当たっては、その企画・設計段階において次の点に留意する必要がある。

### ①、各機関との調整。

各機関に対して次のような事項を確認し、必要なスペースの確保などの施設整備上の対策について従前にも増して綿密な調整を行うこと。

在庁者の避難に関する考え方。

水損や流失が許されない資料等の保有に関する考え方。

自家発電設備用の燃料や非常食等の備蓄に関する考え方。

当該施設（駐車場等の敷地内のオープンスペースを含む）に求める防災拠点としての機能。

### ②、地方公共団体との調整。

官庁施設は地域社会の中核施設の1つである。このため、津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、次のような地域ニーズに配慮した整備を行い、地域の津波防災に積極的に寄与していくこと。

地域の一時的な避難施設とする必要性。

災害応急対策活動のために地方公共団体等が一時的に使用する必要性。

海拔表示などのサインを掲示する必要性。

なお、建て替え等に際して、地方公共団体から地域の一時的な避難施設としての整備を要請された場合には、必要に応じ、基準水位よりも上階に一時的避難場所を確保するため、地方公共団体との合築も視野に入れた幅広い検討を行うこと。

### ③、経済的な合理性の確保。

施設整備の設計に当たっては、津波防災に関して想定される将来的な状況の変化に柔軟に対応できるよう配慮するとともに、個別の対策ごとにその必要性や効果と、導入によるコスト増や維持管理上の負担増について十分な検討を行うこと。

## 2、地震対策の拡充。

東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震は、揺れの継続時間が非常に長いことが特徴とされており、官庁施設においても耐震性能の不足による構造体への重大な損傷は少なかったものの、長時間の揺れに起因すると思われる被害が数多く見られた。

このため、これまでの耐震性能確保に主眼を置いた地震対策に加え、今後、長時間の揺れによる被害を防止するための対策を拡充する必要がある。

### (1)、講じるべき対策。

今回の震災において、長時間長周期地震動による超高層、高層及び免震構造の施設の大

きな揺れや、地盤の液状化による屋外管路等への被害、天井の落下や家具等の転倒等が見られた。このため、今後これらの被害を防止するための次のような対策を講じる必要がある。

#### 1)、長時間長周期地震動対策。

超高層、高層及び免震の施設について、地震時の損傷を抑制するなどの対策や、エレベーター設備についてロープ類の引っかかり防止等の対策を講じること。

また、超高層及び高層の施設については、地震による外力を受けた構造体の損傷状況の目視による確認が困難な場合が多く、当該施設の地震時の安全確認のために損傷状況を速やかに把握できるような措置を講じること。

#### 2)、地盤の液状化対策。

これまで必ずしも十分な検討が行われてこなかった屋外管路下や構内通路などについて、地域の上下水道等の耐震化の状況等を踏まえつつ、災害時に敷地外の管路や通路との接続を確保できるよう液状化対策を進めること。

#### 3)、天井や家具等の落下等防止対策。

天井の落下や家具等の転倒等は、在庁者に直接危害を及ぼす可能性があるほか、避難に支障を生じさせる可能性もあるため、その固定方法等の工夫によって地震動による落下等の防止を図ること。

ただし、家具等については各機関が設置する機会が多いため、施設整備の段階では家具等を固定するための下地材の補強等の措置を講じておき、その場所と固定方法を確実に各機関に伝達することが重要である。

#### (2)、地震対策の実施。

地震対策の実施に当たっては、従前からの耐震性能確保の取り組みを継続するとともに、必要に応じて上記の対策を、新築、改修を通じて適切に実施する必要がある。

なお、既存官庁施設については、各施設の状況に応じてエレベーター設備などの安全性向上を図るために必要な改修等を実施すべきである。

#### 3、適切な使用・保全の推進。

官庁施設の機能が発揮されるためには、各機関によって施設が適切に使用され、また施設管理機関によって適正に保全されている必要がある。各機関が施設を適切に使用するためには、施設整備を担当した機関から各機関に対して、施設機能等の情報が伝達されている必要がある。

また、施設管理機関によって適正な保全が行われるようにするためには、国土交通省による保全に関する総合的な指導・支援が重要である。万一、災害発生時に官庁施設が適切に機能せずに災害応急対策活動等に支障が生じれば、それが被害の拡大につながるおそれもあるため、各機関への確実な情報伝達と施設管理機関に対する保全指導等を適切に行う必要がある。

#### (1)、確実な情報伝達の推進。

##### 1)、伝達すべき情報。

地震等の災害発生時に各機関が行う避難誘導や災害応急対策活動が確実に行われるようにするため、施設整備を担当した機関から各機関に対して、施設が有する地震防災機能等の情報が的確に伝達される必要がある。

例えば、津波警報等が発令された場合、災害対策機関は当該施設における業務継続の可否について、各機関は上層階への避難の可否について、即座に判断する必要がある。

このため、レベル2津波の基準水位よりも上階に一時避難場所が確保されているか否か、波圧等の外力に対する構造体の性能など、その判断に必要な情報が各機関に確実に伝達される必要がある。

また、災害対策機関に対しては、自家発電設備や水防設備など、当該活動の実施に必要な設備機器等に関する情報が的確に伝達される必要がある。

さらに、災害後の業務再開に際しては、各機関が施設の緊急点検や応急復旧等を行う必要があるため、緊急点検や応急復旧の項目や方法、設備機器の再稼働に当たっての留意事項などが的確に伝達される必要がある。

##### 2)、情報伝達の方法。

各機関に伝達された情報は、施設運用管理上の対策に反映され、業務継続計画に位置づけられることなどにより、長期間にわたって受け継がれていくべきである。

ただし、マニュアル等による情報伝達は、正確ではあるが、簡潔さに欠ける側面もあるため、マニュアル等による情報伝達に加え、必要に応じ施設内の見やすい場所に、施設を使用する上での留意事項や、避難誘導のためのサイン等を掲示するなどの工夫が必要である。

#### (2)、保全指導等の推進。

災害発生時に官庁施設が求められる機能を発揮するためには、施設の各部が施設管理機関によって適正に保全されている必要がある。

施設管理機関による適正な保全を推進するため、これまでも保全に関する技術的基準の策定などの保全指導等の取り組みが行われてきた。

災害発生時の官庁施設の機能確保にとって、適正な保全が特に重要であることから、今後もそれらの取り組みを一層推進していく必要がある。

特に、防災拠点となる室等の各部や、災害応急対策活動に必要な設備機器、転倒等によって在庁者の避難に支障を及ぼすおそれのある家具等について、固定の不備など、支障のある状態が生じないように、適正な保全が行われることが重要である。

### Ⅲ、当面実施すべき施策について。

上記Ⅱの考え方を踏まえ、国土交通省は次の施策を積極的に推進して、官庁施設における一層の防災機能の強化を図るべきである。

#### 1、関連基準等の拡充。

官公庁施設の建設等に関する法律に基づく国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準において津波への対応を明確化する。

また、官庁施設の整備に係る技術基準において、津波対策に関する規定を追加する。

その際、津波による浸水に対して官庁施設が保有すべき性能を明確化し、その性能を確保するための標準的な手法を明示する。

超高層建物や高層建物に対しては、地震時の変形を抑制するなどの長時間長周期地震動対策、屋外管路下などの液状化対策及び天井や家具等の落下等防止対策について技術基準の内容を拡充する。

さらに、施設整備に係る基準の見直しに対応して、保全に関する基準や、各機関に施設機能等に関する情報を確実に伝達するための指針等についても必要な見直しを行う。

#### 2、既存官庁施設への津波防災に係る調査等の実施。

位置、規模及び構造に関する基準における津波への対応の明確化に伴い、官庁施設において確保すべき機能の検討に必要となる既存官庁施設の現状調査・分析（津波防災診断）の方法を定めて各省各庁に周知し、必要に応じて各省各庁による津波防災診断の実施に対して技術的支援を行う。

国土交通省が整備を担当する官庁施設については、各機関の施設運用管理上の対策と連携し、津波防災診断の結果を踏まえて施設整備上の対策の検討を行う。

#### 3、関連基準等に基づく施設整備の推進。

官庁施設の新築に当たっては、本答申を踏まえて改正した技術基準に基づいた整備を行

い、津波や長時間長周期地震動等に対する防災機能の強化を図る。

既存官庁施設に対しては、新築と同等の機能確保を目途に必要な改修を計画的に実施する。特に津波浸水地域に立地している既存官庁施設に対しては、津波防災診断の結果を踏まえ、各機関及び地方公共団体と必要な調整を行った上で、施設運用管理上の対策と連携した改修を実施する。

#### 4、津波防災の視点を踏まえた意見書制度等の実施。

各省各庁が作成する営繕計画書に対して、位置、規模及び構造に関する基準に照らして技術的見地から意見を述べるに当たり、津波防災の視点を明確化する。

また、一定エリア内の国家機関の建築物の群としての効率的・効果的なファシリティーマネジメントを行うために策定する庁舎等地域整備構想についても、津波防災の視点を明確化する。

#### 5、各機関との情報共有の推進。

施設運用管理上の対策に役立てられるよう、各機関に対して、施設に関する防災機能等の情報を適時に、かつ確実に伝達する。

また、津波の襲来時期は予測できないため、施設運用管理上の対策と施設整備上の対策の整合性を継続的に保持していく必要がある。

このため、想定浸水深や海岸保全施設等の状況などの地域の津波対策に関する状況の変化について各機関と情報共有を図る。

#### 6、地方公共団体等への情報提供等。

地方公共団体、独立行政法人等の所管する建築物についても、災害発生時にその機能を確保する重要性は高く、また、防災機能強化に関して官庁施設と同様の課題がある。

公共建築全体の防災機能の強化に資するため、上記の施策について、広く地方公共団体等に対して情報提供を行うとともに、求めに応じて助言等を行う。

以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました、「大津波等を想定した官庁施設の機能確保のあり方について」という意見答申でございます。資料1のⅢの、「当面実施すべき施策」は後で、別途ご意見を伺いたいと思いますけれども、大きく言えばⅠの「はじめに」と、Ⅱの「大津波等を想定した機能保全の基本的な考え方」について、まずご意見等、若干感想めいたところもあるかもしれません、いただければと思います。〇〇先生。

【委員】 大変に丁寧に考えられた案で、今ご説明、読み上げていただいてよくわかったんですけども、個人的に気になったことを2つだけ言います。

1つは、大変論理的に、順繰りに詰めていって、レベル1、レベル2の問題点、そして現状把握をして、レベル1に対する対策がどうか、レベル2に対しての対策がどうかということ把握、分析、対策、検討していけということなんですけれども、できたらそのときに、そうした状況を一覧性のある形で、整理するのが大事じゃないか。ある場所は非常に脆弱なものが広がっている場合もある。

それからもう一つは、この検討課題がもともと官庁施設の機能確保だから、国家機関と地方公共団体の施設が対象になるのは当然なんですけれども、こういう広範囲で大きな災害を考えたときには、重要な民間施設の存在を全く想定の範囲外に置いておいていいのか。

といいますのは、例えば合同庁舎は非常に健全だったけれども、隣のコンビニートが大爆発をしてアウトだったとか、原発がアウトだったらだめですけれども、そういう問題もあるし、逆に、合同庁舎はしっかりしていたけれども、周りで被災者が出たときに頼みの綱の、例えば病院とか施設がだめだったら、全体として機能がうまくいかないの、守備範囲外かもしれないけれども、重要民間施設の所在と、その危険度と影響度みたいなことに対する目配りと、必要ならそれをほかの人に命ずるといふものを組み入れておく必要があるかなという気もいたしました。

一言で言うと、これはファシリティーマネジメントという観点ではよくまとまっているけれども、もう少し、エリアマネジメントという視点が必要なのではないかという印象を受けたということです。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。これに関して何か、事務局から最初のリスト化についてはありますか。

【委員】 リスト化というより、マップ化ですね。

【部会長】 マップ化ですかね。後ろのページに行ってしまいますけれども、既存の施設に対する現状調査を、まず把握をちゃんとしろというのがⅢの提案になっているので、若干そこはお答えになっているんじゃないかと。

【国土交通省】 エクセル的な一覧表でやるのも重要ですが、マップ化することの情報量の多さというのがありますので、マップ化については検討したいと思います。

【部会長】 それから、後の民間施設についての波及効果、〇〇先生も、ちょっと守備範囲外かなというお言葉もありましたけれども、それについてはどうでしょうか。最後に、

地方公共団体への情報提供ということが書かれているんですけども。

【国土交通省】 少なくとも地方公共団体の施設との連携、調整は、今の範囲内でもできると思います。そこに重要な民間施設をどう位置づけるかについては、例えばですけども、私どもが直接民間重要施設に働きかけをすることがもし困難であるならば、地方自治体から、当然、地方自治体であればそこに建っているわけですから、そこの関係をやりながら、できるだけそういうことができるように検討を進めていきたいと思います。

【部会長】 ○○先生のご指摘について、ちょっと私の経験論から言うと、官庁施設のこういう考え方が整備されると、結果的に民間の方もこれを準用されることが多いです。

【委員】 だから、波及効果、あるいは先導的な役割はものすごく大きいので、できるだけ早くこういうことをやっていただきたい。けれども、最初から、ある程度民間施設というのは、プラスの意味とマイナスの意味と両方で重要であると思うので、その辺もちょっと頭に入れていただけるとありがたい。

【部会長】 わかりました。ほかにどなたか。○○先生。

【委員】 4ページ、細かいことで申しわけないんですが、2)の上の、なお書きなんですけれども。

【部会長】 上から4分の1ぐらいですね。

【委員】 はい。2)のレベル1津波の上です。その「なお、上記の目標は、施設整備上の対策だけで達成することを想定したものではないことに留意する必要がある」と出ているんですが、要は施設運用管理上の対策とあわせてという意味ですか。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 だったらそのほうがいいと思うんです。何か弁解じみて聞こえるので。

【国土交通省】 はい。修正します。

【部会長】 どうですかね。今のご提案は、ファシリティーマネジメントの考え方も含めてとかという文章を入れて。

【委員】 達成する、これだけで達成できるわけではなく、ほかも。

【部会長】 それをあわせてということですね。

【委員】 ええ、あわせてというふうに修文していただけるといいかなと。

【部会長】 いかがでしょう、今の修文提案については。

【国土交通省】 はい、できます。ほかの箇所と同じような表現をしていますので、そろえます。

【委員】 それからいいですか、7ページの、これも2)の上のなお書きですが、「なお施設運用管理上の対策を主体として」とありますが、この主体としてというのは、主に、対策によってという意味ですか。

【国土交通省】 はい。

【委員】 これは正式用語なんですか。

【国土交通省】 いえ、違います。

【委員】 私にはあまり聞き慣れない言葉ですが。

【国土交通省】 もっとこなれた表現にしたいと思いますが、施設運用管理上の対策でクリアになっている、例えばさっきのチャートでご説明いたしますが、資料3-2の例1でございますけれども、このようなケースでも、機能確保としては目標が達成されているということです。そういう場合などでという意味なので。

【委員】 もし差し支えなければ直しておいていただければ。

【国土交通省】 はい、直します。

【委員】 それからもう1点いいですか。8ページですが、③、経済的な合理性の確保ですけれども、「施設整備の設計に当たっては、津波防災に関して想定される将来的な状況の変化に柔軟に対応できるよう配慮する」と書いてありますが、「将来的な状況の変化に柔軟に対応できる配慮」が設計でできるかといったら、私はできないと思います。1年先でも読めない時代なのに、無理なことを言っているような気がするのですが。

【国土交通省】 簡単に言うと、余力をというか、設計上は少し余力を持ってという意味を書こうとしているんですけども。

【委員】 抽象度が高過ぎて、私が読むと、ありとあらゆるものを先読みして、将来の10年後の防災のあり方まで、変化に対応できるようにと読めたので、ちょっと修文いただけるとありがたいかなと思いました。

【部会長】 わかりました。基本的には、今〇〇さんからあったように、ちょっと余裕を持った設計を考えたということだと思いますので、それが分かりやすくなるような修文ということで、それは受け付けていただけますか。

【国土交通省】 はい。

【委員】 それを経済的な合理性と言うんですよね。

【国土交通省】 はい。

【委員】 一般的に経済的合理性というと、余裕を持つのは過剰設計だろうという人が

多いので。それを合理的だというのであれば、私是一向に問題はありません。私も賛成なんですけれども。

【国土交通省】 はい、わかりました。読みとれるように、プラス側の経済性、合理性ですね。

【委員】 ぎりぎりのことを合理性と言うのではないということでもいいと思いますが。

【国土交通省】 わかりました。

【委員】 そうしないと、表題と文章で多分、イメージが変わってしまうと思います。

【部会長】 はい、ありがとうございました。ほかに何かご提案。〇〇先生。

【委員】 先ほど〇〇先生がおっしゃったことにも絡むんですけれども、官庁施設のガイドラインとしては大変よくできていると思いますけれども、逆に、地域での防災機能、その一翼を担う施設として官庁施設があつたりすると、かなり地域の状況に左右されると思うんですね。このドラフトの段階でも何度も申し上げていた、その意向を酌み取っていただいた表現がちりばめられて感謝する次第なんですけれども、もうちょっと前に踏み込まれたほうがいいんじゃないか。

具体的には、公共団体との調整とか、情報提供という言い方をされているんですけれども、これは地方公共団体が防災上、基礎自治体が主体になっていることは当然なんですけれども、その公共団体が置かれている地域のリスクも違えば、公共団体の能力も全く違うわけですので、要するにリスクが高いのにもかかわらず公共団体がしっかりしていない場合は、調整なんていう生易しいことではなくて、もう少しコミットメントを能動的にされることも躊躇しないような表現、ちょっとそこはまだ腰が引けているところがあるんですね。そのようにされたほうが私はいいのではないかと思います。

これは、やはり国民感情からいっても、平時の官庁の所掌で余計なことを縦割り行政の中であるということはあるんですが、非常時というのは、むしろそうではなくてお互いにさまざまな機能喪失をしているわけで、何とか地域の中でお互いに連携してやりくりしていかないとならないということを行ったとしても、だれも何も文句を言わないし、むしろしなかった不作為のほうが問われるかと思いますので、調整とかについてはもう少し踏み込んだ言い方をされたほうがよろしいと思います。

そういう意味では、単体として見た場合のレベルだけではなくて、地域で補完機能があれば、整備は後回しですけれども、逆にその地域全体としてみれば、その出先しかしつかりしたところがないとなれば、むしろそのところは、単体として見るよりはエリア全

体として見れば整備を優先させるようなことが読めるようにされたほうがよい。単体だけで見ると見えてこないですね。やはり地域のニーズから見るとこうだということになると思いますので、そうされたほうがいいんじゃないかなと思います。

【部会長】 今のご指摘は、例えばどの辺を。8ページの上のところに「地方公共団体との調整」というのがありますね。ちょっとこれだと提言内容としてはレベルが低いというご判断でしょうか。

【委員】 レベルというか、かかわり方が。

【部会長】 いわゆる丸数字、大きく言うと1、2、3とあって、両括弧があって片括弧があるという構成、その下に丸数字が来ているんですけれども。

【委員】 私はそういう項目立てのヒエラルキーは特にいいんですけれども。

【部会長】 そうですか。

【委員】 例えば、今ご指摘の8ページの②ですと、「地域防災計画などを踏まえ」と書いてありますけれども、これが、下がはっきりしませんけれども、これにむしろ官庁営繕部の全国の出先がコミットメントをして、その中で、単に国土交通省関係だけではなくて、国の出先機関の持つ役割について同定していくようなことが、根拠になるような、具体的な表現があったほうがいいのではないかという意味合いでございますけれども。

【部会長】 そうですか。このあたりを加筆になるんですかね。

【委員】 そうですね。ここはどちらかというところと公共団体がかなりしっかりして、主体的に地域計画があることが前提のように。

【部会長】 それでは箇所も含めて加筆ということだと思います。それと、もう1点あるようです。

【委員】 それとあと、これをだれがお読みになるかなんですけれども、先ほどの表現上のご指摘もありますけれども、読んでいる人が、自分がどれに当たるかわかりづらいところがあります。例えば7ページの(5)の津波対策の実施の1)の初めに、「対津波機能目標を達成していない既存官庁施設について」と書いてあるんですけれども、これを全国にまいていくときに、表があって、読んでいる人に、もう少しわかりやすい名指しをするか、あるいは、最初に表があって、どれがあなたに当たるかを同定してもらって、その上でそこを拾い読みしてもらったほうが、それぞれの担当者が11ページの文章をフルに読むというよりは、自分がどこであって、どこを読めば一通り拾い読みできるかというふうにさせていただいたほうがよろしいかと思うんですね。

それとあと、もう一つは、現状の調査をされるということなんですけれども、それが官庁を動かすとする、テキストデータというよりは、ある意味ではレーティングというのか、そうしたほうが何かと物事が動きやすいところもありますので、この中に入れるかどうかはともかく、現状調査をするときに、少なくとも何らかの調査票として1枚で、この調査はこういうことだよということが、リスク度がわかるような一覧表がある、あるいは、できればそれを全部まとめて、松竹梅がわかると、それで何となく、担当官庁の方も危機意識が、そんなに低いのか、高いのかということで訴えるところがあるかと思いますので、そこはここに書くかどうかわかりませんが。

【国土交通省】 わかりました。

【部会長】 それは実行に当たってのプロセスに対する提言と理解させてください。

【委員】 はい。

【部会長】 それでは〇〇さん、お願いします。

【委員】 今の〇〇委員の、一番最初の意見に関連なんですけれども、自治体との関係という意味で、このあり方について、この位置づけは、社会資本整備審議会に具申されて、答申をするということですね。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 その中で、自治体との関連というのを書けば書くほど、国が関与し過ぎるよという意見と、それを書かない限り動きにくいというのがありますね。これは一体それではもともと自治体、あるいは地方整備局からそういう意見を、パブリックコメントではないんですけれども、それに近い話を吸収した上で出すということにはならないんですか。つまり一方的に変えてしまうことになるんですね。

だから、結構、〇〇さんがおっしゃったように、遠慮がちなんですよ。今の、8ページのまさに②の「地方公共団体との調整」の3行目、「地域の津波防災に積極的に寄与していくこと」と書いてあるんですけれども、これはどうやってやるんだという、その部分が全くわからないんですね。

これ、自治体から言うと、「積極的に寄与していく」というのはありがた迷惑と言われるかもしれないし、「いやいや、もっと積極的にやってもらいたいんだ」という意見もあるかもしれない。この辺、ちょっと宙に浮いたような感じなんです。

もう一方で、内部のほうは、7ページの一番下が、「各機関との調整」ですけれども、「各機関に対して次のような事項を確認し、必要なスペースの確保云々」という、これをやっ

ていくということなのですが、これはだれが考えるのかということになりますと、やっぱり官庁営繕部が専門家ですから、官庁営繕部の方が考えられない限り、各機関というのはほとんどわからないですね。そうすると、この書き方も、やはりだれが動くのかということになってきます。

そういう点を、もう少し、これが常識の書き方かもしれませんけれども、もう一步踏み込んだやり方をとったほうがいいんじゃないかと思います。

そういう意味では、自治体の意見とか、各機関の意見を後で聞くのか、事前に聞くのかということはありませんけれども、その辺もどういう扱いになるかによって違うんじゃないかと思います。

もう一つは、マイナーなことですが、8ページの②の自治体との調整の最後のところに、「幅広な検討」という、この「幅広な」というのは、一般的に、話し言葉としてはよく聞くんですけども、文章で使うんですか。「幅広い検討」というのが普通、素直な感じが、「幅広な検討」というのは大丈夫なんですか。

【委員】 「幅広く」でしょうね。

【委員】 「幅広な」というのは現代用語で、若い人が使う言葉かなと。年寄りかもしれない。

【部会長】 わかりました。今のご指摘の地方公共団体との調整は、先ほどのご意見もありまして、少し加筆ということで、それから、文言については、最終的に社会資本整備審議会が出す意見でございますので、ここは、審議会として国土交通大臣に対する答申という位置づけでございます。ですから、やれというのは、アクションを起こせと、審議会から要望を出している立場だと。

それから文言については、多少官庁的な言葉もあって、私も、わりと難しい用語があって、例えば最初の「はじめに」にもある「道路啓開」などというのは、なかなか難しい文章だなというところもありますので、昨今の事情から言ったら、少し易しい言葉遣いにするような、これは字句修正ということで、お願いしたいと思います。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 今の「幅広な検討」も、誤解を招くような文章ではないと思いますけれども、「幅広く検討する」とかいうのが多分口語用語になるようなことになります。

【委員】 専門用語でわかりにくいということと、一般に使っている言葉として適当ではないのではないかという2つの種類がマッチしていますので、そこは、専門用語はやむを

得ないかもしれませんが。

【国土交通省】 できるだけわかりやすくしていきたいと思います。

【部会長】 わかりやすい日本語で、新聞の日本語というのが、多分今標準的かもしれませんが。

【国土交通省】 そうですね。私どもも、できるだけ多くの方にこの答申を見ていただきたいと思っていますので、理解していただかないことには意味がないので、より工夫、修正をしていきたいと思っています。

【部会長】 ほかに。

【委員】 レベル1の津波とレベル2の津波で、津波のレベル、大きさにすごく差がありまして、そこだけで規定されていると、レベル1の津波よりちょっと超えると、もう再使用ができなくなってしまうものが軒並み出てくることになるのは不本意だと思うんですね。ですから、ここの2つの段階で必ず守ればよくて、あとはぎりぎりでもいいというようなものだけではなくて、特にレベル2は、ものすごく大きいでもいいんですけども、レベル1に対しては、レベル1の再使用に関しては、ある程度重要度に応じて、少しぐらいは余裕の持たせ方が、施設によって変わってもいいんじゃないかという印象を持っているんですけども、そういうものが読みとれるような文章を少しでも入れておいたほうが、あとあといいような気がしています。

もう一つ、既存の官庁施設の現状把握のところについても、レベル1とレベル2に対してどうだということ以外に、どこら辺まで現状の施設として津波に対して能力を持っているかということも、数字として出たほうがいいんじゃないかという気がして、4ページから5ページに書かれているところに、想定される浸水深に対してどのように建物が、どこまで大丈夫なような設置をしているとか、建物のつくり方をしているとか、そういうものもちゃんと表示してもらえそうな書き方はできないかなと。それが〇〇先生が言われたマップの中で、でこぼこがあっても、その中でトータルとして、今後やるときにどこをやっていくと一番効率的かというのがわかってくるので、マップをつくられるときは、オーケーかだめかというのではなくて、どこまでオーケーなのかがわかるような評価の仕方というんですか、既存施設のチェックの仕方ができているといいなという気がしています。その2点です。

【部会長】 後段については、多分、津波防災診断というプロセスを何とか、次のステップで出して、そこで答えられると思いますので。

【国土交通省】　　そうですね。

【委員】　　そこをお願いしたいと思います。

【部会長】　　報告書の中には含まれていると。そこをどのぐらいイメージ的に書くかという話ですけども、それは検討いただくということで。

【国土交通省】　　はい、検討します。

【委員】　　それで結構です。

【部会長】　　それから、レベル1地震動に対して施設ごとに少し尤度というか、それを見るというのは、どうですか、これは官庁施設に再度また重要度分類を加えるような発想になって、そこまで細かくする意義があるかどうか。

【国土交通省】　　そうですね。これは、先ほど〇〇先生からお話があった、経済的合理性の中で、余裕とかいうところで読んでいったほうがいいのかと思うんです。レベル1というのも数十年から百数十年に1回ということなので、それをさらに刻んで評価すること自体、技術的に難しいのではないかと思うんですけども。

【部会長】　　先ほど〇〇先生からもあったところで、修文対応する際に、施設の用途に応じてとか。

【国土交通省】　　はい、そうですね。

【部会長】　　在庁者の数だとか、その文章を入れることでいかがでしょうか。

【委員】　　結構です。

【国土交通省】　　ここについては、津波対策の実施のところですけども、現状把握の段階で、細かく、ここまでオーケーなんだというところまでやり始めると大変なので、そこはある程度目星をつけて、それで、〇〇先生とかほかの先生がおっしゃっている、地域の中での位置づけとか、いろいろなところで優先順位をつけていくというふうにさせていただければと思いますけれども。

【委員】　　はい。

【部会長】　　よろしゅうございますか。私からほんとうに細かい文章になるんですけども、この報告書の性格からして、3ページの最初に出てくるんですけども、1の津波対策の一番下のフレーズで、「このため」という、「津波浸水地域における必要な対策によって在庁者の安全を確保し」という文章があるんですけども、できればこの部会として、来庁者についても無視できないと思われまますので、在庁者及び来庁者として、括弧して、以下在庁者等として、文章を修文していただけますか。

【国土交通省】 わかりました。

【部会長】 我々としても、比較的一般利用者は少ないという理解はあるんですけども、利用者に全く配慮していないのは。

【国土交通省】 これは表現で入っていないだけです。頭には入っているんですけども。

【部会長】 来庁者をつけて。それをお願いしたいと思います。

【国土交通省】 明示します。

【部会長】 比較的、今までの審議を生かしていただいたと思います。耐震のほうから言わせていただくと、1ページの「東日本大震災における被害の特徴」という文章の中で、これはご検討いただきたいんですけども、第2フレーズで、「それを踏まえた施策の結果、東日本大震災においては地震力による構造体への重大な被害は少なかった」と。これは事実だと思うんですけども、安心情報を与え過ぎかなというところがあって、1つは、東日本大震災は、阪神淡路に比べて震源が遠かったということがあるので、細かい表現になるかもしれませんけれども、東日本大震災においては震源がやや遠方であったことにより、震動による重大な被害が少なかったという形で、東日本大震災の特徴的な点を一言触れておいていただくと。

【国土交通省】 はい、わかりました。

【部会長】 だから後半にある地震対策についての拡充も必要だというのがわかるように。

【国土交通省】 わかりました。

【部会長】 細かい文章ですけども、お願いします。

【国土交通省】 修文します。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。前回、既存の施設に対する改修に目を向けろという話と、マネジメントということで、皆さん方からご意見をいただいた、おおむねこういう表現で反映されているということでよろしゅうございますか。

じゃあ一番最後の、Ⅲの「当面実施すべき施策」の6項目の提案でございます。先ほど来あった地方公共団体等への情報提供について、どうですか、ここに、今話のあった民間施設ということは、触れるのは難しいですか。いわゆる官庁営繕部としてこれを広く公表するに当たっての、何かいい修正案があったら。

【国土交通省】 まだちょっと思いつきなので、より詳細な検討が部内的に必要だと思

いますけれども、先ほど申し上げましたように、民間の重要施設というのは、基礎自治体にとっての重要な施設ですので、そこについてもいろいろ、情報提供してくださいということを、例えば自治体に対して我々がお願いするとか、ちょっとワンクッション入りますけれども、そういうことであればできるのではないかと思います。

我々が、各地域にあります重要民間施設が何かということ自体も把握できない状況もありますので、そういう面でも、より地方公共団体との連携が深まるという、1つの道具になるのかなど。

【部会長】 先ほど来複数の委員の方からあった点でございますが、第2フレーズの、公共建築全体の防災機能の強化というのか、もっと、公共建築全体じゃなくて、地域の防災機能に資するために、上記の公共施設に限らず、もうちょっと広めにして、今〇〇さんからお話しいただいたような公共施設の安全を行うとともに、制度上、公共団体を通じて広く重要な民間施設等という文章で可能かどうか、ご検討いただいて。

【国土交通省】 はい、できるだけ入れるように検討いたします。

【部会長】 その対応で、先ほど来ご意見をいただいたのはよろしゅうございませうか。

【委員】 はい、よろしく申し上げます。

【国土交通省】 民間重要施設ということですね。

【部会長】 重要は要らないですか。民間施設ではだめですか。重要施設は要りますか。

【委員】 民間施設全部だったら大変ですよ。

【部会長】 重要な民間施設。

【委員】 そういうことで。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 もうちょっと特化しますか。病院等とか。

【委員】 いや、何が重要かはちょっと。

【部会長】 現時点ではわからない。

【委員】 病院とか、そういう、必要なものと危ないものと両方。

【部会長】 わかりました。あまり特化はしないで、重要な民間施設という。

【国土交通省】 場合によっては例示したほうがわかりやすければ入れますけれども、そこも検討させてください。

【部会長】 いかがでしょうか。このⅢの当面実施すべき施策について、まず関連基準

の拡充ということで、先ほど〇〇先生からご意見があった津波耐震も、多分ここに入るようなことだと思います。それから調査。マッピングの話が入ればここに、それから施設整備の推進という形で、いかがでしょうか、1から。

【委員】 いいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 1 2 ページの4です。「意見書制度」という言葉が出てくるんですけども、本文にその言葉が何もないので、知らない人にはマッチングしていない。

【国土交通省】 はい、わかるようにします。

【部会長】 これは、やや官庁施設固有の問題だと私は理解したんですけども。

【委員】 意見書制度という言葉が、表題に出ているけれども本文に出ていない。

【部会長】 出ていないから提言のしようがないと。

【委員】 意見書制度というのは何だろうという人が多分出るし、私も、あれと思って。意見を述べることができる制度なんですよね。

【国土交通省】 そうですね。

【委員】 それを最初に1行ぐらい入れて頂けると有難い。

【国土交通省】 はい、わかりました。

【委員】 これをうまく利用してということだと思うんです。

【国土交通省】 はい、そうですね。

【部会長】 どうしますか、ここの修文でよろしゅうございますか。IIの中に関連項目があれば、それも含めて、最終案をご検討いただくということで。

【国土交通省】 はい、考えます。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 5の対策、各機関との情報共有の推進なんですけれども、施設運用管理上の対策に役立てられるようということなんですけれども、ここに、こういった日常管理とかではなく、もう一つ、施設運用管理上の対策やファシリティーマネジメントに役立てられるように書いたほうがいいんじゃないかと思います。

というのは、特に国有財産の関係で、今集約が進んでいますので、地域全体である国有財産を、5つあったものを4つにする、3つにするときに、防災機能がどうかということも考慮した上で縮小していかないと、縮小するほうの売り払うほうが、実は防災性がとて

も高い立地で、わざわざ危ないところに残すということがないように、戦略的なレベルにも情報共有がされるように入れたらどうでしょうか。

【国土交通省】 はい、わかりました。

【部会長】 これは以前、〇〇先生が財務省の国有財産関係から述べられたご意見をここに反映したいと。

【国土交通省】 はい、ありがとうございます。

【委員】 1点だけなんですけど、これは当面実施すべき施策として動かれると、部会に一度かけられるんですか。あるいはもう、独自に、官庁営繕部の中で順調にやられていく。

というのは、ここで書いてあることがそのまま進めばいいように見えますけれども、実際に動いたときにほんとうにそうかという面で言えば、検証しないといけないですね。

【国土交通省】 はい。

【委員】 例えば2年とか3年で見直すとか、そういうことが書いてあったほうが、官庁営繕部の方もやりやすいかもしれないし、部会としてもチェック機能が働くかなど。書かずもがなというところもあるんですけども、わりとやりっ放しで終わっているのが、官庁営繕部のという意味ではないんですが、一般にありますので、それはお互いのチェック機構という意味では、あったほうがいいのかもかもしれませんね。

【部会長】 もしある可能性としては、6の後に新たな項を起こすのではなくて、7番目に、今のいわゆるマネジメントサイクルを回すというような表現をつけるということによろしいですか。

【国土交通省】 例えば11ページの3の「はじめに」みたいなところに、「強化を図るべきである」の後に、引き続き、当部会にも報告とか。

【部会長】 とするか、「上記Ⅱの考え方を踏まえ」というような、その段落を6の後ろに1つつけ加えて、後文みたいな形で、ちょっと文章的には、この実施に、計画についてそれがどういう成果が上がったかを、プランの後のチェックですね。

【委員】 例えば、どれぐらいの期間でされるのかわかりませんが、2年後に見直すとか。

【部会長】 2年後という具体的な数はわかりませんが。

【委員】 例えばそれぐらいの、しかし一定のめどを示さないと、喫緊の課題だと言いながら、あまり先にするのもまずいわけですから、少しその辺は。

【国土交通省】 見直しというよりも、この実施状況について、ご報告はさせていただ

きたいと思っけていまして、そこでまた、もっとこんなこともやったほうがいいんじゃないかとか、助言をいただければとは思うんですけども。

【部会長】 よく我々はP D C Aサイクルとしか呼んでいない。プラン、ドゥーされた後のチェックの段階ですね。

【国土交通省】 チェック、評価ですね。

【部会長】 評価ですか。

【国土交通省】 評価、改善とか。

【委員】 評価ですね。

【部会長】 評価ですか。事業評価でいいんですか。

【委員】 それはまたちょっと別の意味合いを持っていますので。

【委員】 ちょっと別の意味合いだよね。

【委員】 進捗状況を確認するとか、そういうぐらいの。

【国土交通省】 はい、進捗状況。

【委員】 レビューみたいな。

【部会長】 進捗状況を。

【委員】 進捗管理という言い方のほうが無難かもしれません。

【国土交通省】 管理はちょっときつい。

【部会長】 進捗状況の報告を行うということではいかがでしょうか。部会に報告をする

と。

【国土交通省】 はい、当部会に、進捗状況について適宜報告を行うと。

【部会長】 はい、ありがとうございました。それは6の後ろに、後づけ文章というか、後文として。全体構成はよろしゅうございますでしょうか。こういう形で皆さん方のご意見を集約して、この部会として報告ということで。

私、全くささいな表現なんですけれども、5に、「津波の襲来時期は予測できないため」というと、気象庁の方から異論が出そうな気がするので、「正確には」とか、断りを入れられたほうではいかがでしょうか。

【委員】 津波はかなり時間的に予測できますけど。

【部会長】 時間的にはね。高さがちょっと問題になると言われていますけれども。

【委員】 ここは地震が起きた後じゃなくて、その地震自体が予測できないという意味でしょう。いつ来るかわからない、そういう意味ですよ。

【部会長】　　そういうことですか。

【委員】　　地震が起きた後は、大体何時間後にというのはわかると思います。

【部会長】　　今のことは訂正させていただきます。

【国土交通省】　　予測という言葉がちょっと、不適切ななので、要するにいつ来るかわからないという意味なので。予測ではなく、別の言葉で。

【部会長】　　例えば今、〇〇先生どうですか、地震・津波という言葉があるので、「地震・津波の発生は」という。

【委員】　　「地震」を入れたほうがいいかもしれないですね。

【国土交通省】　　時期とかではなくて、発生が予期できないということですね。

【部会長】　　そっちがいいですか。わかりました。地震・津波の発生とかに。ほかに何か。

【委員】　　前の9ページの項目なんですけれども、1つだけ表現で、よろしいですか。

【部会長】　　はい。

【委員】　　9ページの上の3)で「天井や家具等の」と書いてあるんですけれども、このどこかに、例えば、その下の文章の、「天井の落下や家具等の転倒等」のところでもいいんですけれども、「等の非構造部材の転倒・落下」と、「非構造部材」と入れておいたほうが、いきなり天井と家具だけにフォーカスを当てるよりは、もう少し幅広く、施設の種類によっては見ていただいたほうがいいように思いますので。看板、あるいは重量物の、下がっている等々ありますので、そこは絞り過ぎじゃないかなと。どうでしょうか。

【委員】　　非構造部材というと、間仕切りまで入るのでね。あまりよろしくない。もうちょっと絞ったほうがいいかなと。

【委員】　　もうちょっと要ると思うんですね。

【委員】　　もうちょっと入れたほうがいい。例示を、看板とかに広げたほうがいいのではないのでしょうか。

【委員】　　第三者が障害を起こしたり、落下してきて殺傷してしまう可能性があるようなもの、もう少しこの2つ以外にも入れられたほうが。

【部会長】　　例示を増やすということによろしゅうございますか。

【委員】　　はい、いいと思います。

【国土交通省】　　部会長、よろしければ参考資料のほうを少し説明させていただいてよろしいでしょうか。

【部会長】 はい。参考資料はどういう扱いになるのでしょうか。この答申案について、参考資料1は添付することになるの。

【国土交通省】 この参考資料の位置づけは、この答申をいただいた後に、それを事務レベルでそしゃくするとこのようになるということです。

【部会長】 切り離すということですか。

【国土交通省】 はい。特に、参考資料2については、実務的に相当書き入れていますので、そういう扱いにさせていただければと思います。ただし、公表していく際にはそのような位置づけを明確にした上で、あわせて一緒につけて出そうとは思っております。

【部会長】 公表する資料としては、資料1と、どういうセットで公表される。

【国土交通省】 当部会の資料としては全て、参考資料まで公表します。

【部会長】 それを地方公共団体等の求めに応じて出すときには。

【国土交通省】 全部出します。

【部会長】 全部出すということですか。

【国土交通省】 ただ、その参考資料1と2については、審議会でもいただいたものではなくて、官庁営繕部がその答申を踏まえて、我々の責任でつくったものに。

【部会長】 そうですか。わかりました。ということは、参考資料1、2については、このあたりの表現を直したほうがいいという助言ということで承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。このフロー図は比較的有効かなど。

【国土交通省】 はい。このフロー図も、実質的には一番わかりやすいので、こういうもので公表していきたいと思っております。

【部会長】 先ほど来ありました、私がちょっと申し上げた、この在庁者等はあわせてお願いします。

【国土交通省】 はい、連動修正します。

【委員】 いいですか。下の「施設運用管理」、「改修」、「新築」が3つ並んでいるんですけども、これは多分、総合的になんですよ。

【国土交通省】 はい。

【委員】 主体が3つあってどこか選べみたいに見えるんですけども、違いますよね。相対ですよ。

【国土交通省】 そうですね。

【委員】 ということは、3つが1つの箱になって、そこへ矢印が1個おりてくるんで

すよね。普通は。

【国土交通省】 趣旨は、先ほどの主体というちょっと怪しげな言葉とリンクするんですが、実はそれぞれの箱がそれぞれ総合的に勘案した結果として、何がメインになっているかということが言いたいということです。

【委員】 だったら下に共通のものがあって、上にこれを主体とか、何か書いたほうがいいかもしれないですね。

【国土交通省】 全体を大きな何かに、箱にして。

【部会長】 こういう表現でいかがでしょうか。欄が狭くなるんですけども、ここから判断が分かれると思うんですね。

【国土交通省】 ええ、そうですね。

【部会長】 ここで判断が分かれて3つに来るという。ここに判断素子が入るようなわかりました。これはちょっと、助言ということで。

【国土交通省】 形式的にはちょっと我々がつくることになりますけれども、助言というか、ご指導をいろいろいただきたいと思います。

【部会長】 3、4関係は、もう以前から何度か見せていただいている資料だと思いますので。

いろいろご意見をいただきました。ほかになれば、これで、本日いただきました皆さん方からのご意見、修正意見、提案意見を含めて、最終的な文言修正、それから若干の構成変更もあるかもしれません。加筆がありますので、そこについては、事務局と私で確認するという前提で、本日資料1から資料4まで、それから参考資料を含めた形のあり方について部会から報告するというので、ご承認いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 どうもありがとうございました。

再度申しますけれども、今日いただきましたご意見、部分的にどこをどう直せというところについては、いただいた折々確認いたしましたし、事務局も受けるところは受けるというところでもございました。最終的な修文については、もう一度私のほうで目を通させていただいて、官公庁施設部会からの報告を出すということで進めさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項等ございましたらお願い

いたします。

【国土交通省】 長時間ありがとうございました。閉会に当たりまして官庁営繕部長から一言、ご挨拶をさせていただきます。

【国土交通省】 それでは、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、今年の4月から本日まで、約8カ月強の間、4回にわたりまして熱心にご審議をいただきました。

また、報告書の取りまとめをいただくに当たりまして、部会長を初め、委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

今後、官庁営繕部といたしましては、今回の報告書、それから答申をしっかりと受けとめまして、津波等を想定した官庁施設の機能確保という現下の重要課題に全力で取り組んでいきたいと考えております。引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【国土交通省】 どうもありがとうございました。最後に、本日の議事でございますが、国土交通省、私どものウェブサイトに掲載することによりまして公表させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、官公庁施設部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —